

練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会提言【概要版】

第1 はじめに

練馬区教育委員会は、児童生徒性暴力事案が3年連続して起こったこと、現役校長による他に例を見ない事案があり、その発覚が過去に在籍していた元生徒からの申告であったこと、加えて3つの事案すべて法律の成立以降に発覚していることを重視し「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」（以下、委員会）を設置し、「性暴力のない学校」を実現するための方策の検討を委員会に依頼した。

第2 委員会の基本的な方針

委員会では、以下の3つの事案について検証し、「事案発覚に至る経緯等」「初動対応」「性暴力の防止対策や発見後の対応」等の検討を進めることとした。

事案1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮

発生日：令和3年12月

概要：連絡用黒板のチョーク置きにスマートフォンを置き、3年生女子児童の着替えを盗撮した。当該職員は建造物侵入により有罪となった。

事案2 区立中学校教諭の逮捕

発生日：令和4年5月

概要：清掃の時間、男子生徒をトイレの個室に追い込み、ズボンの上から男子生徒の股間をつかんだ。当該教員は強制わいせつ罪により逮捕された。その後、当該教員は自死した。

事案3 区立中学校校長の逮捕

逮捕日：令和5年9月

概要：過去に当該校長から被害を受けた方が東京都の第三者相談窓口にご相談したことで、本件が発覚した。当該校長は児童ポルノ禁止法違反及び準強姦致傷の容疑で逮捕された。

第3 児童生徒に対する性暴力の発覚の困難さ

- 学校においては圧倒的な権力関係が存在していることに関する理解が十分ではなかったこと
- 性暴力についての理解が十分ではなかったこと
- 「サービス違反」という認識が中心で、性暴力が「人権侵害」という意識が希薄だったこと
- 被害者が被害を受けた認識を持つことができなかったこと
- 被害者が被害申告・相談する窓口が制度的に存在していなかったこと
- 教員による「違和感」を共有する仕組みや風土が存在していなかったこと

第4 教職員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組

- 令和3年 6月・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の周知
- 令和4年 6月・生命（いのち）の安全教育の実施（小中各1校）
- 7月・サービス事故防止月間の実施「児童生徒性暴力等の防止」
- 12月・「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」（練馬区対応フロー）の周知
- 令和5年 1月・練馬区対応フローの改訂
- 4月・「性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」の作成（都）
- 5月・区独自性暴力等防止強化月間の開催
- 7月・サービス事故防止月間の実施「児童生徒性暴力等の防止」
- 11月・校内環境の点検（空き教室や教科準備室など）
- 12月・区独自性暴力等に関する第三者相談窓口の開設
相談フォーム、メール
心理士による電話相談
・サービス事故防止月間の実施「体罰・不適切な指導・暴言の防止」
- 令和6年 5月・区独自性暴力等防止強化月間の開催
- 7月・サービス事故防止月間の実施「児童生徒性暴力等の防止」

第5 提言

1 性被害の発生を防止するために

(1) 性暴力に関する理解の浸透の重要性

「これまでの練馬区での事案やその対応を確認すると、『性暴力』についての適切な認識及び『性暴力』は被害者に対する著しい人権の侵害であるという認識が不足しており、被害者視点からの対応も欠けているように見受けられる。児童生徒への『性暴力』が、児童生徒の人格形成や社会性の発達にも重大な悪影響を与えるということを、改めて周知することが重要である。」

(2) 「性暴力」が発生しない、発生させないための風土づくり

【教職員への研修による意識改革】

「現在、性暴力に関しては『生命（いのち）の安全教育』が学校に導入されているが、児童生徒が学ぶべき内容の背景を、まず大人である教職員が学ばなければ、児童生徒に不適切な知識を伝達することになりかねない。」

【児童生徒への人権と性に関する教育】

「児童生徒が教職員から性暴力を受けたとき、児童生徒自身が『被害に気が付いて』『ノーという』あるいは『誰かに相談する』ためには、何が『性暴力』であるかに気が付かなければならない。そのために、児童生徒に対する『性暴力』についての定期的な教育は極めて重要である。」

【教職員にとっての安全な組織の整備及び「性暴力」を発生させないための取組】

2 性暴力が発覚した後の対応について

(1) 相談窓口の整備・マニュアルの改訂

(2) 被害者への支援、二次被害の防止の重要性

(3) 性暴力が生じた場合の適切な対応

【被害児童生徒からの聞き取り、被害児童生徒への対応について】

【関係機関との連携強化について】

【誹謗中傷対策】

【加害者である教職員への厳正な対応】

3 あるべき研修の例

「『自分の身体は自分のもの、同意なき接触は性暴力であること、人と人との関係において立場の違いはあれど対等・平等であること』などが広く理解されていないことは、大きな問題である。性暴力やその後に起こる誹謗中傷の問題も、そこに根本原因がある。そしてそれを解決するのはやはり教育以外にはないと考える。」

(1) 児童生徒に対する性教育

(2) 教職員、保護者に対する研修

(3) 研修内容について

「今後はプログラム策定委員会を立ち上げ、練馬区独自の『人権を基盤にした教育・研修プログラム』の作成をお願いしたい。」

第6 おわりに

練馬区では、性暴力防止のための対応が進んできている。発見のために重要な窓口も独自で開設し、発見の風土を醸成するための教職員研修や児童生徒に対する「生命（いのち）の安全教育」の全校実施も進んでいる。また、発見後の練馬区対応フローも整備されている。

ただ、制度＝「うつわ」ができて、その「うつわ」の運用が、「人権」に基づいて行われなければ、「児童生徒を性暴力から守る」という理念が理念で終わり、実際の児童生徒を守ることはつながらない。

学校が児童生徒の尊厳を守り、平等な場所で、しかも成長発達権を保障する場であるために、私たちは研修がとても重要だと考えた。今必要なのは、「学校が性加害を生まない風土づくり」であり、そのためには、適切なプログラムが欠かせない。練馬区独自の研修・教育プログラムを作成し、それに沿って、繰り返し研修・教育を行うことが、今の練馬区に必要なことである。